皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の鳥取県へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　十月二十九日

皇居（乾門）御出門

東京国際空港御発　特別機

鳥取空港御着

鳥取県庁

鳥取県立鳥取養護学校

お泊所　ホテルニューオータニ鳥取

第二日　十月三十日

とりぎん文化会館（式典会場）

鳥取港西浜地区（放流会場）

鳥取市役所

鳥取大学乾燥地研究センター

お泊所　ホテルニューオータニ鳥取

第三日　十月三十一日

鳥取駅御発

倉吉市白壁土蔵群

倉吉市立倉吉博物館

倉吉市役所

鳥取県栽培漁業センター

鳥取空港御発　特別機

東京国際空港御着

還幸啓

天候不良等の場合

第一日十月二十九日特別機が飛行延期の場合は、同日の御日程を次のとおり変更する。

皇居（乾門）御出門

東京国際空港御発　特別機

鳥取空港御着

鳥取県立鳥取養護学校

お泊所　ホテルニューオータニ鳥取

第二日十月三十日特別機が欠航の場合は、東京御発を翌三十一日とし、同日の御日程を次のとおり変更する。

皇居（乾門）御出門

東京国際空港御発　特別機

鳥取空港御着

とりぎん文化会館（式典会場）

鳥取港西浜地区（放流会場）

鳥取市役所

鳥取大学乾燥地研究センター

お泊所　ホテルニューオータニ鳥取

第二日十月三十一日

とりぎん文化会館（式典会場）

鳥取市役所

鳥取市役所以下当初の第二日の御日程に同じ。

第三日十月三十一日倉吉白壁土蔵群の御視察が中止となる場合は、同日の御日程を次のとおり一部変更する。

倉吉市立倉吉博物館

倉吉市役所

倉吉市役所以下当初の第三日の御日程に同じ。

認証官任命式

九月二十七日午後六時三十分、宮中において、特命全権大使名井良三及び同梅本和義の認証官任命式が行われた。

御祝電

天皇陛下は、ザンビア国大統領マイケル・チルフヤ・サタ閣下の大統領就任につき、九月二十八日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第三十九号の規定に基づき、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第六号に規定する指定公共機関を公示する件（平成十六年九月十七日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示し、平成二十三年十月一日より適用する。

平成二十三年九月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

1　第十八号を次のように改める。

十八　株式会社フェリーさんふらわあ

2　第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第百十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第二日十月三十日第三十一回全国豊かな海づくり大会のうち、海上歓迎行事及び御放流が中止となる場合は、同日の御日程を次のとおり一部変更する。

とりぎん文化会館（式典会場）

鳥取市役所

鳥取市役所以下当初の第二日の御日程に同じ。

第三日十月三十一日倉吉白壁土蔵群の御視察が中止となる場合は、同日の御日程を次のとおり一部変更する。

倉吉市立倉吉博物館

倉吉市役所

倉吉市役所以下当初の第三日の御日程に同じ。

平成22年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況及び当該実施状況に対する林政審議会の意見の概要の公表について

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第６条の３第１項及び第２項の規定に基づき、次のとおり平成22年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況及び当該実施状況に対する林政審議会の意見の概要を公表する。

平成 23 年９月 30 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のとおり」は省略し、林野庁国有林野部経営企画課及び各森林管理局に備え置いて縦覧に供する。）

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、相模鉄道労働組合から労使委員会の新設等の要求に関して、平成23年10月４日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 23 年９月 30 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

東京都　相鉄バス株式会社

神奈川県　相鉄バス株式会社及び相模鉄道株式会社

山梨県　相鉄バス株式会社

静岡県　相鉄バス株式会社

最低賃金の改正決定に関する公示

秋田労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、秋田県最低賃金（昭和55年秋田労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 23 年９月 30 日

秋田労働局長　坂本　忠行

第４号中「１時間645円」を「１時間647円」に改める。

大阪労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年９月 30 日

大阪労働局長　西岸　正人

第４号中「１時間832円」を「１時間836円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年10月31日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年９月 30 日

大阪労働局長　西岸　正人

第４号中「１時間811円」を「１時間815円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年10月31日から効力を生ずる。

国家試験

第 53 回原子炉主任技術者試験口答試験合格者

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号）第６条の規定に基づき、第53回原子炉主任技術者試験口答試験合格者の氏名を次のとおり公告する。

平成 23 年９月 30 日

文部科学大臣　中川　正春

経済産業大臣　枝野　幸男

受験番号	氏名	受験番号	氏名
9	大浦　勝	11	太田　史紀
12	太田　洋輔	13	大部　祐一
14	岡本　直道	15	奥田　康博
16	小原　教弘	22	近藤　哲緒
27	島田　太郎	29	白子　博章
32	高橋　裕	35	田部　史朗
36	津金　秀樹	37	筒井　康二
39	豊嶋　好輝	44	林　英人
51	森田　祐司	53	吉井　敏浩
54	吉田　啓吾		